

令和6年第4回 飯塚市議会会議録第6号

令和6年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第15日 12月13日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第116号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））
- (5) 議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）
- (6) 議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第120号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第121号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第122号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）
- (10) 議案第123号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (16) 議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）
- (4) 議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）
- (5) 議案第110号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）
- (6) 議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）
- (7) 議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第113号 訴えの提起（旧穎田武道館敷地当権設定登記抹消登記手続請求）
- (4) 議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第 98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第 99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)
- (10) 議案第114号 市道路線の認定
- (11) 議案第115号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号))

第2 議会運営委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願

第3 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第11号 産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議
- 2 議員提出議案第12号 産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第13号 飯塚市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議員提出議案第14号 自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と政治資金規正法の抜本的な再改正を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第15号 紙の健康保険証の発行の継続を求める意見書の提出

第4 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第17号 専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第18号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第19号 専決処分の報告(建物損壊事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第20号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))

第5 署名議員の指名

第6 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(江口 徹)

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第93号」から「議案第130号」までの38件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番(吉松信之)

総務委員会に付託を受けました議案16件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、債務負担行為、清掃等管理委託料(本庁舎)に

について、長期継続契約は5年で設定するという方針が何に記載されているのか。また、次年度以降の委託期間を5年間としている理由は何かということについては、飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3条に、長期継続契約の契約期間は5年を上限とすると規定している。また、当該委託の業務内容が庁舎の設備管理業務や宿日直業務等、事業に係るノウハウの蓄積や安定的な人材の確保が必要とされる業務であり、業務の継続性を確保することで、住民サービスの向上が図れることから5年間の債務負担行為を設定しているという答弁であります。

次に、雑入、福岡県後期高齢者医療広域連合剰余金について、事務費負担金がもともと過大だったのではないかということについては、事務費負担金は、令和3年度が約3828万円、4年度が約4243万円、5年度が約5146万円、6年度予算が4972万円となっており、5年度は例年の増加傾向から見ても多くなっていたが、電算システム賃借調達など、例年にはない事業があったため予算が増加していたものであり、国庫補助金額の増加や執行残等で剰余金が発生したものであるという答弁であります。

次に、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金について、本市が予算化していないにもかかわらず、今回計上している額を含んだ補助金が、飯塚市シルバー人材センターの5月の定期総会において、年間予算に計上されているのは適切なのかということについては、令和6年4月5日付で令和6年度連合交付金シルバー人材センター事業費補助分内示額について、福岡県シルバー人材センター連合会から飯塚市シルバー人材センターに対して通知があっている。飯塚市シルバー人材センターでは、国からの補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としているため、本市からの補助金についてもその額を含めて年間予算に計上する事務処理をされたものであり、本市ではその事務処理が適切か否かの判断はできないという答弁であります。

次に、観光費、宿泊税県交付金返還金について、どのような理由で返還金が発生しているのかということについては、令和4年度に発生した飯塚市筑前茜染協議会での不適正な事務処理により生じた金額相当額の補助金が、本年度、当該協議会から本市に返還されることとなった。当該協議会への補助金には福岡県宿泊税交付金を充当していたため、本年9月に福岡県へ今回の不適正な事務処理の顛末を報告したところ、返還金相当額の令和4年度分の宿泊税交付金の返還を求められたため、今回、県への返還金を予算計上しているという答弁であります。

次に、学校整備費、各学校整備事業費について、既存教室の改修とリース方式によるプレハブ校舎の借上げは、財政面からするとどちらが効率的なのかということについては、住民基本台帳を基に将来の児童生徒数と見込み教室数を推計し、小学校5校、中学校1校の計6校をリース方式によるプレハブ校舎の借上げとすることを計画していたが、小学校では令和7年度まで段階的に実施してきた35人学級編成事業が完了することでクラス数の増減が落ち着くこと、また、少子化に比例した形で、今後の児童生徒数は減少するとの予測から、リース方式によるプレハブ校舎の借上げから既存教室の改修に変更しても、令和7年度のクラス編成に対応できると判断し、計画を見直している。リース方式によるプレハブ校舎の借上げの単年度費用は1校当たり4488万円、既存教室の改修工事の費用は1校当たり1672万9千円と見込んでおり、既存教室の改修に変更することで2815万1千円の減額となるため、必要規模に見合った既存教室の改修を行うことで、財政面の負担軽減も図れると考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、農業振興費、園芸作物振興事業費について、どのような理由で減額補正をしているのかということについては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金において、当初7件の園芸施設の導入経費に係る県の補助金額を計上していたが、要望の取下げや事業費の入札に伴い、減額補正をしているという答弁であります。

次に、農業振興費、水田農業経営力強化事業費について、どのような理由で減額補正をしているのかということについては、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金において、補助金採択要件を満たすことができなくなった等の理由により要望の取下げがあったため、減額補正をして

いるという答弁であります。

次に、農業振興費、新規就農者等支援事業費について、どのような理由で減額補正をしているのかということについては、新規就農者経営発展支援事業費補助金において、当初、3件の交付を見込んでいたが、結果的に要望件数が1件となったこと、また、新規就農者経営開始資金支援事業費補助金において、当初、5件の交付を見込んでいたが、結果的に要望件数が2件となったことから減額補正をしているという答弁であります。

次に、各学校整備事業費について、既存のパソコン教室の改修によって予備教室を造ることだが、今後の学校教育に支障が生じないのかということについては、低利用になったパソコン教室を改修することや、タブレット端末は教室で運用ができることなど、十分に学校と協議しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、「議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第120号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第121号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第122号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第123号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」、「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上12件は、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書及び補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、給料表の改定は令和6年4月1日に、期末・勤勉手当の支給割合は令和6年12月1日にそれぞれ遡り、適用するということだが、手当関係ではどの手当に影響があるのか。また、今回の条例改正により生じる差額はいつ頃の支給を考えているのかということについては、基本的には期末・勤勉手当と時間外勤務手当の2つの手当に影響があり、差額については年内の支給を目指して事務を進めているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案12件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第93号」、

「議案第１０５号」及び「議案第１０６号」に反対、「議案第１１８号」から「議案第１２８号」及び「議案第１２９号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案からです。「令和６年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」についてです。公共施設等総合管理計画策定支援委託料の債務負担行為変更は、期間を令和７年度まで延ばし、限度額を２９４２万９千円に増加させるものです。これには３つの人権啓発センターを廃止して、部落解放同盟等に５年間の無償貸与、その後、希望があれば無償譲渡する一方で、新しい人権啓発センターに１２億円超の税金を投ずる計画が含まれています。

令和３年３月策定の飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針、飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画（改訂版）を、武井市長と部落解放同盟の山根委員長が結んだ確認書で踏み破ることは認められません。

ふくおか県央環境広域施設組合負担金の１２９１万７千円の減額は、派遣職員８人のうち１人を削減し、会計年度で補充したことなどによるとの説明であります。飯塚市長と施設組合長が今年４月１日に交わした派遣職員の取扱いに関する協定書に照らして、営利企業等の従事の許可の実態が不透明のままであります。

市営住宅使用料の減額については、退去者数を上回る入居者募集に成功していないことが背景にあります。部落解放同盟の了承がなければ、空き家募集の公募ができない市営住宅が残っていることも明らかになりました。

相田公営住宅建替事業では、社会資本整備総合交付金が減額となっています。周辺住民の同意のないまま、地盤が劣悪でもある相田公園に高層ビルを建てることは認められません。

グラウンドゴルフ場使用料の増額補正は、市民の期待に応えた１１月オープンによるものです。直近に計画の中の、感染性医療廃棄物などを年間３００日、２４時間稼働で焼却する産業廃棄物処理施設とは共存できません。

中畑ため池しゅんせつ工事は、福岡県の補助金を生かして行ったものです。発生した汚泥が正しく改良されたか、知事による土砂搬入中止命令のかかったエリアに持ち込まれていないか、検証されていません。

地域活動指導員設置事業費補助金は増額です。採用に当たって、部落解放同盟幹部に相談があった場合には、採用に至るか分からないが話は聞くというような態度は認められません。飯塚市職員倫理条例規定によるまでもなく、毅然たる態度で拒否すべきであることは改めて確認されるべきであります。

NPO法人長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会解散清算金、５０８万７千円を受け取るのに、その経過も理由もよく分からないとの態度は、市役所の仕事の仕方としては納得できません。市政の不透明感を増幅することになります。

シルバー人材センター補助金の１６０万円増額補正ですが、この団体は５月の定期総会で既にこの１６０万円を含んだ予算書を決定しています。補助金をもらう団体と飯塚市役所の関係が適正かどうか、検証が必要であります。

津原導水管更新をめぐる、久保白ダム土地改良区補助金１億１８２３万４千円、工業用水道事業会計補助金７０５９万７千円の皆減は、全部落としたわけですがけれども、企業局との協議の上との説明であります。ところが、水道事業会計補正予算には、もらえなくなる補助金の減額補正は見えません。企業局は財源の裏づけのないまま、この工事を進めることになるのでしょうか。なれ合いで解決することは認められません。

宿泊税県交付金返還金７５万９千円は、筑前茜染協議会の横領事件に関わるものとの説明です。ふるさと納税の返戻品として、筑前茜染織りの「日の丸」、１枚当たり１３６万４千円をかけた大型を７枚、単価５万５８００円の額装付の小型を９０枚、総額１６０２万７千円をかけて作成したことに関わるものではなかったか、不透明のままであります。この日の丸は当初の作成目的は達成できておりません。

人権問題市民意識等調査委託料は執行残7千円の減額補正であります。随意契約であります。同和地区が存在しないことは、2018年3月の予算特別委員会で市が公式に答弁した見解であります。2019年、調査委託を受けた福岡県人権研究所が作成した調査書には、同和地区との表現が各所に見られます。市の見解とは矛盾する質問項目もあります。同年11月、飯塚市議会協働環境委員会では、同和地区が存在しないこと、被差別部落が存在しないことを市が答弁し、公式見解としました。ところが、今年、2024年調査の委託を受けた福岡県人権研究所の調査書には、「被差別部落（同和地区）」という表現を繰り返し使って質問項目を構成しています。飯塚市は、誠実に自己検討すべきであります。そもそも、市民意識調査は関係法令にも市条例にもなく中止すべきであります。

今回の補正予算には、当初予算で指摘した、あるいはその後明らかになった、不適正な予算計上が幾つもあり、特定の勢力とのなれ合いによって市政がゆがめられている姿も浮き彫りになっています。暮らしの応援、無駄遣いチェック、公正で透明な市政運営へ流れを切り替えなければなりません。

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、法改正に伴い、関係条例を整備するものとの説明で、飯塚市情報公開条例をはじめ、12の市条例を一括して改正するものであります。市議会の個人情報の保護に関する条例改正も同じ理由とされております。今回の法改正の中には、懲役と禁固を廃止し、新たに拘禁刑を新設するものがあります。懲役は作業を義務づけ、禁固は作業を義務付けていません。拘禁刑は全ての受刑者に作業と指導を義務づけるもので、受刑者の希望によるものではなく、これは懲罰の一環であります。拘禁刑は、刑事施設に拘置することのみを規定することとし、作業は受刑者にその機会を与えるものとして位置づけられるべきものであって、このような拘禁刑の新設は認めることはできません。

「飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、マイナンバーカードの登録と使用の強制につながりかねず、認めることはできません。

次に、賛成する議案です。この条例改正2件と補正予算10件は、8月8日付、国家公務員給与に関する人事院勧告を参考に、飯塚市職員の給与改定については、行政職給料表を4月1日に遡って適用し、平均2.76%引き上げ、また、それを参考にした会計年度任用職員については、会計年度職員給料表の改定を同じく4月1日に遡って適用し、平均5.9%を引き上げるものであります。なお、会計年度任用職員の安定的雇用と処遇改善については、任期に定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則の趣旨を貫徹すべきであること。会計年度任用職員の安定的任用を確保すべきであること。会計年度任用職員の職務を精査し、常勤職員との均等・均衡待遇を実現すべきであること。人事委員会、公平委員会の活用などを指摘する意見もあります。総務省の令和6年6月28日付通知、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版の改正に沿って改善を進めるべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起

立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第116号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、「議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第120号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第121号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第122号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第123号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」、「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上12件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案12件は、いずれも原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、介護保険給付費等準備基金積立金が6930万9千円増額となっているが、その理由は何かということについては、令和5年度繰越金を積み立てているものであり、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い施設の給付費が回復すると想定していたが、想定を下回り、繰越金が増えたためであるという答弁であります。

次に、介護保険給付費等準備基金を第9期飯塚市介護保険事業計画では3年間で7億円を取り崩す計画だったが、計画初年度である今年度は、いくら取り崩す計画で、実際はどうだったのかということについては、1億5155万8千円取り崩す計画だったが、実際には、取り崩しておらず、積み立てる結果となったという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、県下で最も高い水準の介護保険料が市民にのしかかる一方で、積立金を積み増していることは納得できないので、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、潁田子育て支援センターの移転はいつなのかということについては、委託事業者と協議し、令和7年3月28日を予定しているという答弁であります。

次に、移転に伴い、当該センターの委託事業者からどのような要望があったのかということについては、授乳室やトイレを親子で利用する際、扉を子どもが誤って開けないように、子どもの手の届かない位置にも鍵を追加してほしいという要望等があったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」及び「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」、以上2件については、一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、「議案第108号」の質疑応答の主なものとして、受変電設備を入れ替えるのはどのような理由なのかということについては、毎年行う保守点検では、老朽化による機器の不具合が指摘されており、このまま放置すれば、電気自体の供給ができなくなるおそれがあるため入れ替えるものである。今回のコミュニティセンター大規模改修工事は、開館から28年を経て、老朽化した設備を適切に管理するため、また、本施設の機能を維持し、安全で快適な施設として利用に供するための改修工事であるという答弁であります。

次に、設計金額はどのように算出したのかということについては、設計委託業者が、現地調査やメーカーから見積りを取り、各工事の実設計図面及び積算等を行った。その後、建築課で現地調査や設計委託業者の図面や積算を基に、公共工事設計労務単価や標準歩掛り、物価資料に基づく建設資材単価などを反映し、設計金額を算出したという答弁であります。

次に、「議案第109号」の質疑応答の主なものとして、発注の条件はどのようなものなのかということについては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定した。共同企業体の代表者については、飯塚市建設工事有資格者名簿（市内）に登録されている管（空調）事業者で、格付がA等級であること。建設業法により、管（空調）工事に係る特定建設業の許可を有すること。建設業法に基づき監理技術者を専任で配置できることという条件をつけた。共同企業体のその他の構成員については、建設工事有資格者名簿（市内）に登録されている管（空調）事業者で、格付がA等級であること。建設業法に基づき、技術者を専任で配置できること。その他の条件として、市発注の予定価格130万円超えの工事を請け負っていないことを条件としたという答弁であります。

次に、条件に合致し、共同企業体の代表者となり得る業者は何者で、そのうち入札時に手持ち工事がなく、入札に参加することができた業者は何者なのかということについては、条件に合致する業者は4者であり、そのうち2者が手持ち工事がなく入札することができた。入札時に業者数は把握していたという答弁であります。

次に、入札に参加した共同企業体の構成員のうち、過去5年間に指名停止措置を受けた業者はいるのかということについては、指名停止措置を受けた業者は1者おり、指名停止の理由は、令和2年4月3日に告示し、JV案件であった飯塚市新体育館等建設（空調設備）工事の入札時に、構成員の不正または不誠実な行為が認められたため、連帯責任で指名停止措置を受けたという答弁であります。

次に、競争性を確保するため、入札に市外業者を参加させることはできなかったのかということについては、工事の発注に際し、市内業者で工事できるものについては市内業者に発注することを原則としている。条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準では、入札に参加できる市内業者が1者の場合は、同業種を第2希望としている市内業者まで参加を認めることとしている。それでも入札が実施できない場合は、準市内業者、市外業者などに広げ、選考するよう規定しているが、入札に参加できる市内業者が2者以上いれば、その業者で入札する規定になっている。

業者数が増えることで競争性がより高まるということは認識しており、選考基準等の見直しを検討しなければならないと考えているという答弁であります。

次に、入札の経過と、談合情報にどのように対応したのかということについては、当該入札は、9月13日に公告し、9月27日を入札参加資格審査申請書の提出締切とし、入札日は10月8日とした。入札では、応札した2者の応札金額はいずれも予定価格と同額であったことから、内部で定めている談合情報等対応マニュアルに基づき、談合の疑いがある入札が行われた場合の対応として、入札を一旦保留し、2者をそれぞれ個別に事情聴取した。事情聴取は契約課の課長補佐、工事契約係長が行い、談合の有無や積算した内容等を確認し、談合があったと認められる事実の確認はできなかった。そして、入札の翌日、10月9日に公正入札調査委員会に事情聴取の内容を報告した。また、この公正入札調査委員会の開催中に、当該入札に関する談合情報の提供があるということで、第三者から申出があったため、公正入札調査委員会を一度保留し、申出を行った第三者から事情聴取を行った。申出の内容は、今回の入札に参加した業者の関係者から、話し合って入札するという旨の話を聞いたというものだった。そのため、申出に基づく調査を行ったが、具体的な証拠などはなく、談合があったと認められる事実の確認はできなかったことから、10月10日に公正入札調査委員会を再開し、第三者の申出についての調査内容を報告した。その結果、公正入札調査委員会が、談合があったと認められる事実の確認はできなかったとの結論に達したため、10月11日に入札した2者に誓約書を提出させ、入札を再開し、落札者を決定したという答弁であります。

次に、当該入札はなぜ公正入札調査委員会で調査したのかということについては、談合情報等対応マニュアルに基づき、入札価格に同一性があり、疑いがある入札が行われたと判断したためであるという答弁であります。

次に、警察等への通報や情報提供は行ったのかということについては、談合情報等対応マニュアルに基づき、公正取引委員会及び飯塚警察署に通報を行った。通報後、飯塚警察署からは10月23日に、公正取引委員会からは11月6日に内容や経過について確認があったという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、「議案第108号」については、工事の内容を発注者である市が把握していないので、本案に反対であるという意見が出されました。「議案第109号」については、入札に参加した2者の応札額がいずれも予定価格の100%であり、公正入札調査委員会開催中に談合情報が届くという事態が生じ、本工事を適正に進めていくことと矛盾が生じるので、本案に反対であるという意見や、条件付き一般競争入札実施要領等に基づき、予定価格、最低制限価格を公表した上で入札を行い、同額で応札した2者でくじ引を行っている。応札額が予定価格の100%であったことや、談合情報が届いたことについては、いずれもルールにのっとり対処されており、正当な入札であるので、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」については、原案どおり可決すべきものと決定し、「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」については、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」及び「議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」、以上2件については、一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、小学校教師用指導書はどのように活用されているのかということについては、教師用指導書には教師が授業内容の事前理解や授業準備の際に使用する資料があり、子どもたちに提供する映像資料やワークシート、テストのサンプル等も含まれており、それらを参考にしながら、授業やテスト等を行っている。子どものよりよい資質・能力の向上と教師のよりよい授業構築・負担軽減のために不可欠な物であるという答弁であります。

次に、2千万円を超える動産であるにもかかわらず、契約する際に議決が必要であると判断しなかったのはどのような理由なのかということについては、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の認識が足りなかったことが一番の原因である。前回購入時は2千万円を超えていなかったことから、前例踏襲で事務を進め、契約していたという答弁であります。

次に、教師用指導書が、前回購入時に比べ約4倍値上がりしたのはどのような理由なのかということについては、前回までは教師用指導書は主に紙媒体だったが、今回は電子黒板を使った授業に対応できる映像等のデジタル資料が追加されたことが原因であると考えているという答弁であります。

次に、今回の教師用指導書が納品されるまで、どのようなスケジュールだったのかということについては、教師用指導書や教科書等を供給する福岡県教科図書株式会社から、令和5年10月に予定単価、令和6年1月に確定単価、2月1日に今回の契約相手方である取次店2者及びそれぞれの取次店から購入する分の小学校の一覧が通知された。その後、3月4日に契約行為を起案し、3月8日に決裁した後、4月1日に取次店2者と契約を締結した。納品日は4月2日であり、後期に使用する分は9月2日までの納期であるという答弁であります。

次に、供給元である福岡県教科図書株式会社から直接購入することや価格交渉はできないのかということについては、いずれもできないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、教師用指導書の販売には独占的なものがあり、曖昧さや不適当なところがある。また、地方自治法及び市条例に違反した状態であり、それを議会が追認する行為に疑問があり、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長のうち、「議案第95号」、「議案第108号」、「議案第109号」、「議案第110号」及び「議案第111号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」です。歳入では、第1号被保険者保険料の4549万円増額、前年度繰越金の4億2947万8千円増額、その一方、介護保険給付費等準備基金繰入金の9338万3千円の皆減が特徴です。歳出では、居宅介護サービス給付費の9791万9千円減額、介護保険給付費等準備基金管理費の6930万9千円増額が特徴です。福岡県で最も高い介護保険料を引き下げするために、第9期計画では、前期3年間を通じて膨れ上がった10億円から7億円を取り崩すこととし、基金残高は、2024年度末は約8億5千万円、2025年度末は6億2千万円、2026年度末は3億1千万円の見通しであります。今回補正によって、2024年度末残高は約10億8千万円となり、見通しを2億3千万円も超えることになりました。見通しを超えた分は第10期で活用できるとの考え方は、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者を全く顧みないものであります。介護保険料のさらなる引下げの検討が必要であります。

次は、「コミュニティセンター大規模改修工事」です。地域活動のセンターとして、市立図書館の中心にふさわしい施設への改善が期待されています。今年度、約13億8317万円、総事

業費では推計１４億円をかけて進める工事は、設計を曾根設計に委託しました。発注する工事は建築工事その１、その２に、電気工事その１、その２、空調工事その１、その２、これに受変電設備工事、給排水衛生設備工事の８つであります。このうち受変電設備工事は、受変電設備、直流電源設備、非常用発電機設備です。落札価格２億１７５８万円は最低制限価格と同額で、３者によるくじ引の結果です。発注者なのに、市役所は入れ替えるべき現在の設備について、メーカー、能力、耐用年限が分からないというありさまであります。全て設計会社に任せているのか、無責任な状態を指摘せざるを得ません。これでは、予定価格、最低制限価格の設定そのものが妥当であるか判断できず、この契約を認めることができません。

空調設備（その１）工事は、中央式空調機器設備工事、空調配管設備工事、空調ダクト設備工事、換気機器設備工事、換気ダクト設備工事、自動制御設備工事、撤去工事がその内訳であります。落札価格４億１２５０万円は、予定価格と同額で２者によるくじ引であります。

市の説明によれば、１０月８日の入札で２者の応札価格が予定価格と同額だったため、同一性、規則性、類似性を判断でき、それぞれ事情聴取した上で、公正入札調査委員会に報告。翌１０月９日、公正入札調査委員会の開会中に第三者から談合情報が寄せられたため、談合情報等対応マニュアルに基づいて対処し、応札した業者の関係者を事情聴取。１０月１０日、公正入札調査委員会が「談合なし」と判断。１０月１１日、入札誓約書の提出を求めたとなっています。

この間に、市役所は飯塚警察署、公正取引委員会に通報。福岡県には通報しておりませんが、飯塚警察署は正式に受理したとのことであります。入札誓約書が１０月１１日だったわけですが、その後、飯塚警察署が１０月２３日、公正取引委員会が１１月６日に聞き取りをしたわけです。その前に飯塚市役所がばたばたと入札を認めたことは、関係者のこの間の実績を考慮するまでもなく、適正とは到底言えないのであります。２者から提出された工事費に関する内訳書について、飯塚市は、十分な検討をしないままであります。

落札率１００％について振り返ると、鎮西小中一貫校建設工事の建築５工区では、全て予定価格と同額の応札で、くじ引による落札となりました。昨年２月２７日開催の新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会において、久世副市長は、私の質問に対して、「今、ご指摘いただきました鎮西小中一貫校の入札のときには、私、契約課長でして、確かにあのときの全校区が１００％、議員のほうから、これは新たな官製談合の形だと、実際厳しい発注の中で、あのような発注をした市にも確かに課題があったのは、私も非常に自覚しているところでございます。」と、このように答弁しました。一体どういう課題なんでしょうか。いずれにしても、市役所の対応は市民の信用をさらに失いかねないものであり、今回契約を認めることは到底できません。

次は、小学校教師用指導書を購入した、財産の取得の追認議案２件であります。地方自治法と市条例に違反した財産の取得について、追認を求めて議案を提出したのは飯塚市長であります。議案提出に当たり、議会運営委員会では教育部長が、１２月定例会では初日に教育長が、陳謝いたしました。ところが、追認議案提出者である武井市長は、本会議で陳謝をせず、また、市長決裁の代理者であった藤江副市長も一言の発言もないのであります。福祉文教委員会では、委員の質問に対する答弁の形で市長は発言しただけであります。１２月定例会最終日、本日を迎えても、市長、藤江副市長から、本会議において陳謝し、追認を求める発言はないのであります。本来、市長は自ら何らかの処分を科してしかるべきではないのでしょうか。地方自治法違反、市条例違反の財産の取得について、議会に追認を求めるのならば、損益相殺の視点から、小学校教師用指導書が子どもたちの教育のために有効に生かされていることを説明することが必要ではなかったのでしょうか。その視点を見失って、議会運営委員会では、武雄市役所をめぐる最高裁の判例をもって説明しようとしたことは、いかに市役所に反省がないか、反省の浅さを露呈したものと言わざるを得ないのであります。

教師用指導書については、出版社からの価格の提示に続いて、福岡県教科図書株式会社の割り

振りによるなど、言わば一方的で独占的なやり方に、本市の教育委員会がなれてきたことが背景にあります。価格が4倍近く上がったにもかかわらず、購入価格が議決を求めるべき額に達していたことに気づけなかったとの説明がありましたが、にわかに信用できないのであります。それは、この間の市長が教育長経験者であったからであります。今回案件の小学校教師用指導書は2件で約6千万円ですが、令和6年度一般会計当初予算書には、218ページの10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費のその他の教育振興費の消耗品費9851万円の中に含まれるとの説明であります。子どもたちの教育の充実、教師の教育力アップと負担軽減に、この小学校教師用指導書が貢献できる条件はあると考えますが、第1に、指導書の販売方法と価格が一方的であること。第2に、現に地方自治法違反、市条例違反があり、しかも市長らの反省が全く見られないままでは、追認するにも市民の納得は得られないものと考えます。以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」に反対の立場から討論します。

今回議案に反対する理由として、以下の3点を述べさせていただきます。1点目は、市の発注条件に十分な競争性がないという点でございます。2点目は、落札率が異常な値を示しているという点でございます。3点目は、本市の財政抑制の視点からの努力がないという点でございます。

まず、1つ目の市の発注条件に十分な競争性がないという点についてですが、先日の福祉文教委員会において調査をした結果、今回の入札に参加できる共同企業体というのが、そもそも2つの企業体しか構成することができない条件で発注されていたということが分かりました。市としては、複数いるということで競争性が保たれているという認識を示されましたが、事前に市の管（空調）工事の有資格者名簿に掲載されていて、特定建設業の許可を持ち、手持ち工事のない企業ということで、条件が絞込まれていけば、それぞれの企業にとっては、入札前におのずと、どこが競争相手になるかということが確定できる状況にございました。そして、市もその点は認識していたというふうな答弁をしたわけですが、私は、この時点で、まずもって、さらなる競争性を高める措置を講じなかったという点は、市に大きな瑕疵があると考えます。なお、念のために説明しますが、今回、入札の競争性を高めることを求めています、すぐに市外業者をどんどん入れるべきだという趣旨ではなく、今回のような競争性が特に低い案件については、企業局が既に行っているような、一部市外業者を入れるというふうな措置も必要ではないかという趣旨で申し上げております。

2つ目は、落札率の異常性ということについてです。福祉文教委員会において、担当課は予定価格の100%での応札があることをもって、それが悪いことだとは捉えていないという趣旨の答弁をされましたが、それはあくまで一般論であると考えます。異常性というのは、複数の角度から比較検討されて、初めて見えてくるものだと考えます。

比較の1点目は、管（空調）工事という点での比較でございます。昨年度と今年度において、今回の案件を含め、飯塚市では7件の空調工事の入札がっておりますが、今回の空調工事のみが条件である予定価格での落札となっており、まず、この点に異常性を感じます。

比較の2点目は、コミュニティセンター内での工事の比較という点です。今回の1つ前の議案である「議案第108号」というのは、同じコミュニティセンター大規模改修の受変電設備工事であります。市はこのコミュニティセンターに関する複数の工事を発注していくに当たり、工事の設計委託を1つの会社に一括して発注していることが、委員会の審査で判明しました。これはすなわち、今回の空調工事受変電設備工事設計は同じ設計会社が行ったということを意味しています。同じ建物に対して、同じ設計会社が設計しているにもかかわらず、受変電設備工事に

については最低制限価格で落札され、空調工事については上限の予定価格で落札されたという点についても異常性を感じます。また、空調工事からもコミュニティセンターからも外れた視点で考えましても、土木一式工事にせよ、建築一式工事にせよ、その他の多くの専門工事にせよ、ほとんどの工事というのは、数多くの事業者による最低制限価格での応札があり、くじ引によって何とか一件一件の工事を必死に受注しているというのが今の飯塚市の公共工事の受注の現状ではないかと私は感じております。このような点からしましても、どうしても今回の数字の異常性を感じずにはいられません。また、数字のみならず、実際に談合情報が提供されているという点も、通常の入札とは異なる点だと考えます。

理由の3点目は、本市の逼迫している財政状況という視点からです。前回の9月本会議の一般質問において、私は本市の今後の財政見通しについて確認をし、本市の財政の置かれている状況が本当に危機的であるということを確認しました。事実、市の財政を預かる行政経営部長からは次のような答弁がなされました。「本市の財政は、今後、人口減少が進む一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や今後の大型投資事業を控えており、財政運営上の課題が顕在化していくことが予想されています。また、原油価格、物価高騰などにも適切に対応する必要があると考えております。本年度の予算編成において、令和6年度末の財政調整基金残高は約48億9千万円の見込みでございます。近年では、財政調整基金を約26億円から37億円繰り入れて予算編成を行っておりますが、これまでの行財政改革の取組と現状を踏まえ、これからの行政運営を推進しなければ、令和7年度以降の予算編成が困難であるというふうに認識をしております。」と、このように、既に次年度から予算編成に支障を来すほど財政が悪化していると市が答弁しています。また、このままいけば、令和11年度には財政調整基金、減債基金がほとんど底をつくという財政見通しも示されています。市の財政に多大な影響が生じ、そのことが市民生活に直結する抜き差しならない財政局面にあると考えます。ゆえに、本来、市は本当に必死になって1円でも予算を残すという最大限の努力をすべきです。例えば、今回、仮に競争性が働き、最低制限価格での落札がされていれば、3千万円以上の予算を残すことができた計算になります。100%での落札は悪いことではないという認識を示すくらいですから、1円でも安価で受注してもらえるように考えようというような財政面での努力が全くされていないと考えます。

以上、3点の理由に基づき、総合的に考えまして、「議案第109号」に反対いたします。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

「議案第109号」に関して、留保つきではございますが、賛成の立場で討論を行います。

まず、「今回の入札に関して談合があったんじゃないでしょうか」というような市民の声や、疑ってしまうような外患が生じてしまっております。それと同時に、金額に幅がある中で、2者が最高金額を出したということで、競争原理が働いていないという結果になっております。こちらの背景としましては、入札において、市外の業者に発注する条件というのが、入札する業者が1者になってしまう。あるいは、市内の業者では技術的に難しい。こういうルールがございます。また、既に1つの公共事業を受けていると、さらに、もう一つの公共事業を受けられない。こういったルールがあって、2者で入札をするという結果になっております。まず、この現状認識については共有できればと思っています。

一方で、これを議会において賛成と扱うか、否決をするか、3つの観点から検討が必要だと思っております。ルールが適正であったか。ルールの運用が正しく行われたか。談合の疑惑をどう考えるか。この3つの観点から検討いたします。

まず1つ目の現在のルールに関しては、担当課の問題意識としましても、やはりルールを変えていかなければならない。今回、委員長報告にもございましたが、特定建設業の免許を持ってい

るところが市内には4者、さらに2者は、手持ちの工事がございましたので、2者しか受けられない。このような状況での発注になっております。こういったルール自体はほかの自治体でも持っているところがございますので、これで直ちに明白な瑕疵があるとは言えないものの、このルールがどうしてできたのかという想像を膨らましてみますと、恐らく昔の意識では、市内の業者に順繰りで平等に工事を回していこうと、そのような意識が残ったルールではないかと推察いたします。一方で、財政状況もございますし、市外の業者を入れるのに、仮に抵抗があったとしても、市内の業者が2つの公共工事を取ったとしても、2者で行うより3者、4者で行って、競争性を確保するのが重要ではないでしょうか。ルールに関して申し上げますと、現状のルールが極めて明白に瑕疵があるとは申し上げませんが、ルールの改善については強く主張させていただきます。

2つ目でございますが、今回、運用については瑕疵がなかったと、私は理解しております。すなわち、市外の業者を入れるか入れないかというのは、これは、「技術的な困難がある」とか、「入札参加者が1者しかいない」というルールに基づいて決めておりますので、これはどの担当者が行ったとしても同じような結果になったであろうと。また、4者から2者に絞られた。手持ちの公共工事がある企業は発注できない。これについては現状のルールでございますので、特にこの運用については担当課に瑕疵がなかったのだらうと思っております。

3つ目でございます。これは談合の疑惑についてどう扱うかでございますが、まず大前提として、今回、最低制限価格と予定価格が公開されております。仮にこの数字が公開されていない状況において、2者が最低制限価格をつけるとか、2者が予定価格をつける、あるいは、1者であっても最低制限価格すれすれに出す、そういったところがあれば、数字の漏れが疑われるところではございますが、今回は最低と最高をあらかじめ公表して臨んだ公共工事です。すなわち、企業としては、利益率があまりよくないから、最高額だったらやってもいいと、これは判断としてはあり得る話でございます。したがって、疑惑の状態のままで、担当課も調査があつて、談合があったというふうな認定もできていない中で、議会として否決するのはやり過ぎではないかと思っております。

改めてまとめさせていただきますと、今回の公共工事のルールに関しては、今後は再検討が必要であらうと思っております。すなわち、市内の業者で重ならず順繰りに回していくという今までのルールを保つのか、あるいは、市内の業者が複数工事を取ったりですとか、市外の業者を含めてやったりですとか、そういったことによって競争性を確保していく。こういったルールの再検討は必要だと思いつつも、現状において、このルールで運用して行った今回の判断に関して、議会として否決するのは、やり過ぎと言うとおかしきでございますが、「現状よし」としたルールをもって運用されてきましたので、今後のルールの変更を促したいと思いますが、今回の判断に限っては、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

とはいえ、半年後、1年後に、同じようなルールで、同じような入札結果になった場合に関しては、また別の検討が必要ではないかと思っております。以上をもって賛成討論のほうとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第109号」、契約の締結に対して、反対の立場から討論いたします。

この契約案件は、今、川上議員と永末議員が反対討論されました。永末議員の討論を私は100%賛同いたします。「100%入札」じゃないですよ。100%賛同いたしますが、私の感覚からすれば、「また100%入札が出てきた」、「なんのこっちゃ」という感覚であります。過去に100%入札に対しては、総務委員会並びに現職の議員たちが多々研究しながら、議論し

た案件です。１００％で入札することが他業者の方々にどれだけの影響を与えるかをちょっと考えてみましょう。

なぜ、この１００％入札に至ったか。永末議員も言われたとおり、４者しか特定建設業許可を持っていない。落除きしている。手持ち工事を持っている２者がいないということは、おのずから、２者に「どうぞ話し合ってもいいよ」というような環境をつくったということです。それに対する反省が執行部側に何もない。ここは指摘しておきます。過去にもそういうことがあったから、今後、談合ができそうな環境はつくらないと、議会と約束したはずなんです。そうだと私は記憶しているんですけど、それが守られていない。

それと、４億１２５０万円ですよ。かなり大きな工事ですよ。先ほど報告がありましたとおり、過去の近々の管工事に関する空調工事６案件は、みんな最低制限価格で競争して、くじ引で落札してあるじゃないですか。同じメンバーですよ。２者だけになると、気持ちは分かりますよ。最低制限価格で取るよりも、１００％、予定価格で取れば、３千万円違うんです。そういう話合いの場をつくる環境をつくったことを強く非難します。

それで、私の反対の最大の理由なんですけど、同じ業種の方で、談合情報を寄せられたという話がありましたよね。これは談合情報というよりも、その方は勇気を振り絞って、顔出しで飯塚市のほうに訴えて来られているんですよ。同じ職種の方ですよ。業界としてこういうことをやっちゃいかんという正義感から、しっかりと訴えましたということでした。私の事務所にも来られました、ご本人が。どう考えるかという、これは議員に対する公益通報と私は捉えております。こういう状況があっているのに、市は何の調査もせずに、当事者に確認した。当事者は「談合はしていない」と。ただ、「した」と言うわけがない。言い方は悪いけど、それだけをうのみにして、「談合はなかった」ということです。でも、ご本人はちゃんとそのメンバーから聞いたと。要は、談合情報を寄せられた方の意見は、何の調査もせずに、そちらは信用していない。「やっていない」と言うほうを信用する。これは工事を進めたいという意識が働いているのかどうか分かりませんがね。

もう一つは、本市のほうの公益通報窓口はどうなっているのか分かりませんが、そういった市民からの訴えがあった場合、しっかりと対応するべきだと思うんです。先ほど、川上議員の討論の中に、公取と警察のほうには通報していると。それはマニュアルにのっとって通報されたんでしょうけども、公取の結果や警察の結果は、委員会で何の報告もありませんよね。今、飯塚警察署が談合情報に対して調査を開始したのか、しているのか、現況も分からない状態でしょう。議員はみんな知っていますか。私は知りません。もし、後で認定されたらどうしますか。そういう状況において、今日の契約案件をオーケーだと言えますか。責任を取れますか、皆さん。これは一旦保留でしょう。ちょっと確認はしていませんけど、あと１週間もすれば、１２月２０日と言いましたか、もう一者の工事が完了して、特定の業者の手持ち工事が済むらしいです。年明けにはもう一者が工事完了するらしいです。来月に入札をやり直せばいいじゃないですか。そうしたら２者ＪＶではなくて、３者ＪＶでやれますよ。来年の年明けなら、４者ＪＶでやれますよ。そこで１００％入札ができるかどうかでしょう。これは３千万円も違うんですよ。今日、可決して実施せずとも、あと数週間待てば再入札できるでしょう。工事は４月以降にかかるらしいので、それは機器発注もあるのでしょうか、まだまだ間に合うと、私は考えます。

やはり、ここは公益通報された「こういうことをやってはいけない」と言う方の告発をしっかり受け止めるべきだと思います。これをスルーして、議会がこのまま通しますと、１００％入札を認めるということになるんですよ、今後、ほかの業種でも。私は業者だったら、「今度は最低制限価格じゃなくて、１００％入札でいこう」と話し合いますよ。それを助長するようなことを我々市議会が認めていいのかが一点と。

やはり先ほど言いました、通報した人をしっかりと保護しながら、最低でも調査しないと、執行部だって。請願を出して、百条委員会を設置してほしいとまで言っておられましたよ。議会が

調査権を持って、市の指名業者に談合があったかどうか、ちゃんと事情聴取してくださいと、そういうことまで訴えられて来られている私としては、こういう曖昧のまま許可するわけにはいきませんので、同僚議員、しっかりと考えてください。保留すれば、再度入札できます。最低でも3者でやってみればいいじゃないですか。

ということで、「議案第109号」については軽々に賛成できませんということで、反対表明いたします。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第108号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（受変電設備）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第109号 契約の締結（コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事）」の委員長報告は、否決であります。よって、原案について、採決いたします。本案を原案のとおり可決すること、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第110号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市の国民健康保険の対象世帯数と被保険者数はどのようなになっているのかということについては、令和5年度末では1万6217世帯、2万3792人となっており、令和6年度末では1万5696世帯、2万2682人であり、この1年間を比較すると、521世帯、1110人減の見込みとなっているという答弁であります。

次に、世帯数及び被保険者数が減少している理由は何かということについては、主な理由として、転出や社会保険への加入、75歳到達に伴う後期高齢者医療保険への移行や被保険者の死亡等が理由であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 訴えの提起（旧穎田武道館敷抵当権設定登記抹消登記手続請求）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、抵当権の消滅時効は何年であるのか。また、抹消年月日はいつになるのかということについては、時効については10年で抹消できるようになっている。また、抵当権の設定は昭和9年11月30日付となっており、弁済期としては昭和15年12月31日までとなっているため、そこから起算して10年であることから昭和25年には既に消滅時効が成立していたという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第94号」並びに「議案第96号」に反対の立場から討論を行います。

「令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、歳入において、国民健康保険税が1529万8千円減額、一般会計繰入金が7806万5千円減額、基金繰入が7636万4千円増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金116万7千円が増額。歳出においては、市税等催告業務委託料（債務負担行為分）25万5千円の減額が特徴であります。国保給付費等準備基金は、前年度末9億205万円から、今年度末7億3099万7千円になります。

国民健康保険は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者

が多く加入しています。国民健康保険税は、4人世帯の場合だと、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。国保の都道府県化の下で、福岡県は標準保険料率採用の圧力を強めているところであります。国民健康保険税の引下げの努力が一層求められるわけです。

また、国民健康保険法第44条の規定に基づく、生活困窮者の窓口負担、一部負担の減免を積極的に推進すべきであります。

12月2日から、紙の保険証の新規発行がストップしました。現行保険証と同等に使える資格確認書を申請によらず、確実に交付して、当分の間の対応を行いつつ、国に対しては速やかに紙の保険証の発行の継続を求めるべきであります。

「令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、高過ぎる保険料の年金天引きで高齢者の暮らしは大変です。2022年10月からの窓口負担2割の導入は認められません。当面、窓口負担2割となる高齢者の負担を抑える措置は、分かりやすく丁寧に周知すべきです。75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度は廃止すべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第96号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第113号 訴えの提起（旧潁田武道館敷地当権設定登記抹消登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第117号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

経済建設委員会に付託を受けました議案11件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、閉鎖した花き部について、市場施設の維持管理費用はかからないのかということについては、競り場や管理棟は使用していないため、維持管理費は発生して

いないという答弁であります。

次に、花き部については今後どのようなのかということについては、新たな卸売業者の候補先として、飯塚市地方卸売市場の青果部の卸売業者であるファーマインド新筑豊青果株式会社に打診し、協議を行ったが、引受けはできないとの回答があっている。今後は、県内の花き卸売市場の卸売業者等に対して、飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合とともに交渉を進めていくこととしており、現在、相手方と日程調整を進めているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚立体駐車場の管理はどのように行っているのかということについては、指定管理者制度を導入しており、令和3年度から令和7年度まで、指定管理者である太平ビルサービス株式会社が管理しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、「津原導水管布設替工事の入札不調を含む入札から予算について」は、入札の執行状況については、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、市内業者による特定建設工事共同企業体であること等の参加要件を決定し、入札公告を行ったが、入札参加申請が1共同企業体のみであったことから、入札を中止した。その後、再度、業者選考委員会において、福岡県内に営業所を有する、市外業者を含めた参加要件等に変更し、改めて入札公告を行ったところ、2共同企業体から入札参加申請があったため、2者による入札を実施し、落札額2億6239万5980円にて、瓜生・大貴特定建設工事共同企業体が落札している。予算については、10月下旬に、当該工事を繰り越す可能性が高いということで、繰り越した場合の試算表を企業局から財政課に提出し、その後、財政課より、一般会計からの補助金について、当該事業で繰り越す部分を減額する内示を受けているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、水道水への有機フッ素化合物混入検査の本年の実施状況はどうなっているのかということについては、6月から8月にかけて、市内9か所全ての浄水場の給水栓において、PFOS及びPFOAの水質検査を実施しており、PFOSとPFOAを合算して1リットル当たり50ナノグラムという暫定目標値に対し、全ての浄水場で1リットル当たり5ナノグラム以下となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、下水道につなぎ込む際に支払う受益者負担とは何かということについては、公共下水道整備に要する費用の一部を負担していただき、負担の公平を図りつつ、公共下水道の整備を促進する目的で負担していただいているものであるという答弁であります。

次に、受益者負担金の算出方法はどのようなになっているのかということについては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立ち、全国の徴収状況も勘案して、総事業費の5%

を総賦課面積で割った金額である292円を1平方メートル当たりの単価とし、その金額を土地面積に乗じて負担金額を算定している。ただし、集合住宅や店舗を除く一般家庭については、10万円を上限額としているという答弁であります。

次に、本市において、下水道の使用料金の減免措置や、下水道の接続費用に対する補助金はあるのかということについては、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯については30%の負担軽減措置、受益者負担金を一括納付した場合には、約16%が減額される一括納付報奨金制度がある。また、公共下水道への接続工事に対し10万円を補助する飯塚市企業局水洗化便所等改造費補助金も整備しているという答弁であります。

この答弁を受け、使用量が多い世帯についても減免を行うなど、減免の在り方を検討してほしいという意見が出されました。

次に、下水道事業計画区域はどのように決めているのかということについては、飯塚市污水处理構想を前提として、まず、土地の利用状況等の調査を行い、その後、土地が低い、あるいは堤防敷等、下水管の整備が困難な場所についての調査を行った上で、次に、住宅や人口の集中状況の調査・選定を行っている。これらの調査結果を勘案し、計画区域を決定しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」及び「議案第114号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第97号」、「議案第100号」、「議案第101号」、「議案第102号」及び「議案第104号」に反対し、そのうち幾つかの議案について討論を行います。

「水道事業会計補正予算（第1号）」については、水道施設の運転管理、料金収納業務を一括して民間委託していることは、この公的事业になじまないことを重ねて指摘しなければなりません。また、収入については、住民には何の説明もせず押し切った水道料金35%アップの反映があります。飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料は14万5千円の減額補正で1006万1千円となっていますが、正しい情報を発信し、市民の声をきちんと反映させる取組が必要であります。

水道事業及び工業用水道事業に関わる津原導水管布設替（1工区）工事について、入札に関して、あるいは一般会計における、久保白ダム改良区補助金、工業用水道補助金の皆減によって、年度内においては財源が措置されないにもかかわらず、発注工事の工期が年度内となったままであることについて、何のために協議があったのか、不透明感が漂います。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第98号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第99号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第100号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第101号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第102号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第103号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第104号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」及び「議案第114号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第115号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

議会運営委員会に付託していました「請願第8号」を議題といたします。

「議会運営委員長の報告」を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、表題中の「議員」とは「議会」を指すのかということについては、議員個人ではなく、組織としての議会を指すことを請願者に確認したという答弁であります。

以上のような審査の後、本件については、慎重に審査するため、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「議員提出議案第11号」及び「議員提出議案第12号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第11号」及び「議員提出議案第12号」、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第11号」については、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明に代えさせていただきます。

「産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議（案）」、福岡金属興業株式会社（直方市大字中泉885番地19）が福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈字内浦（870番地1・870番地3・875番地1）に産業廃棄物焼却施設を建設する計画を立てている。

しかし、この建設予定地は、桂川町総合グラウンド・総合体育館の近くであり、搬入路は桂川町の児童生徒の通学路に重なっている。

ここに産業廃棄物焼却施設を建設する計画に対し、桂川町議会は、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足を理由に、令和5年12月15日に「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書」を可決、県知事へ意見書を送付しているほか、行政や住民も反対の意思を明らかにしている。

飯塚市においても、建設予定地は、桜の名所で天文台があり子どもが多く遊ぶ大将陣公園のすぐ横に当たるだけでなく、今年11月に市民の健康づくりのために開設したグラウンドゴルフ場の近くに位置し、飯塚市都市計画マスタープランの方向性である「自然の恵みを活かし、水と緑を大切にすまちづくり」と合致していない。

また、近隣住民からも、今回の産業廃棄物焼却施設の建設計画に対し、桂川町同様、環境への悪影響、健康への懸念、大型車による事故、地域への経済的影響、説明不足といった理由から強い懸念と怒りの声が上がっている。

よって、飯塚市議会は、住民の健康と福祉を守り、住民の声を政治に活かすため、住民の同意のない今回の福岡金属興業株式会社の産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を強く求めるとともに、同建設計画に対して許可を出さないよう強く求める別紙意見書を県に対し提出するものである。

以上、決議する。令和6年12月13日、飯塚市議会。

続きまして、「議員提出議案第12号」については、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書（案）」は、福岡県知事宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第11号 産業廃棄物焼却施設の建設計画の中止を求める決議」及び「議員提出議案第12号 産業廃棄物焼却施設の建設に不許可を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第13号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議員提出議案第13号」につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第13号 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、刑法等が改正され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、本案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第13号 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第１４号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

「議員提出議案第１４号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と政治資金規正法の抜本的な再改正を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１４号 自民党派閥裏金問題の真相の徹底解明と政治資金規正法の抜本的な再改正を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第１５号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「議員提出議案第１５号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「紙の健康保険証の発行の継続を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１５号 紙の健康保険証の発行の

継続を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第17号 専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

「報告第17号」専決処分について、報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書55、56ページをお願いいたします。本件事故は、契約課職員が、相手方駐車場に移動しようとした際に、駐車場入り口進入路と一般契約車両駐車場との境界に設置してある相手方管理のU字型バリカーに車両を接触させ、損害を与えたものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が100%で、損害賠償額は3万3千円となっております。

なお、当該職員に対し厳重注意をするとともに、所属職員に対しても、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払うよう一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第18号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靄迫博史）

「報告第18号」専決処分の報告について、ご報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の57ページをお願いいたします。本件事故は、令和6年7月2日、火曜日、午後1時50分頃、飯塚市大日寺地内におきまして、相手方が市道長谷線へ進入した際、側溝のしゅんせつ作業に伴い、市道上に置いてあったコンクリート蓋に接触し、左前バンパーを損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が50%であり、損害賠償額は3万7180円となっております。

道路の点検・作業につきましては、日頃より安全対策には十分注意をしておりますが、今後はより一層安全管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第19号 専決処分の報告（建物損壊事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

「報告第19号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の60ページをお願いいたします。本件事故は、令和6年9月22日、日曜日、午前1時頃、飯塚市伊川地内に位置する伊川公園に植栽されているイチョウの木の枝が隣接する家屋のテラス屋根に落下し、破損させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は27万5264円となっております。

公園施設の点検・補修につきましては、日頃より職員による公園施設の点検やパトロールなどを行い、危険な箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第20号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料請求事件）」」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

「報告第20号」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上、必要な訴えの提起の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の63ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております山内第2住宅に居住の1名について、長期間、住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じないため、滞納市営住宅使用料の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったものであります。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったことにより、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に本市が訴えを提起したものとみなされ、訴訟のに移行したものであります。

今後も、引き続き、家賃滞納者に対しましては、公正・公平性の観点から、厳正に対応するとともに、家賃徴収業務の適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。11番 川上直喜議員、20番 鯉川信二議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和6年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 0時27分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 4 番	石 川 華 子
2 番	兼 本 芳 雄	1 5 番	永 末 雄 大
3 番	深 町 善 文	1 6 番	土 居 幸 則
4 番	赤 尾 嘉 則	1 7 番	吉 松 信 之
5 番	光 根 正 宣	1 8 番	吉 田 健 一
6 番	奥 山 亮 一	1 9 番	田 中 博 文
7 番	藤 間 隆 太	2 0 番	鯉 川 信 二
8 番	藤 堂 彰	2 1 番	城 丸 秀 高
9 番	佐 藤 清 和	2 2 番	秀 村 長 利
1 0 番	田 中 武 春	2 3 番	小 幡 俊 之
1 1 番	川 上 直 喜	2 4 番	金 子 加 代
1 2 番	田 中 英 美	2 7 番	坂 平 末 雄
1 3 番	田 中 裕 二	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 1名)

2 6 番	瀬 戸 元
-------	-------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 上野 恭裕

議事総務係長 安藤 良

書記 林 里美

議事調査係長 渕上 憲隆

書記 宮山 哲明

書記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

経済政策推進室長 早野 直大

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 中村 章

副市長 藤江 美奈

企業局次長 今仁 康

教育長 桑原 昭佳

契約課長 山本 直樹

企業管理者 石田 慎二

住宅課長 畠井 秀三

総務部長 許斐 博史

土木管理課長 舩迫 博史

行政経営部長 福田 憲一

都市計画課長 城戸 健児

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸 義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長 東 剛史

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

市民協働部次長 内田 博茂

公営競技事業所長 松尾 修二